

第三者評価結果詳細

共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

第三者
評価結果

① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

b

【コメント】

施設の基本理念に、子どもと家庭を取り巻く環境が変化している中で、次代を担う子どもたちが、人間らしく、心身ともに健やかに成長し、豊かな人間的自立と自己実現を目指し、子どもの最善の利益を考慮した養育を行うことを掲げている。「子ども主体の養育への配慮」「こころとからだの健やかな成長と発達支援」「愛着関係・信頼感の形成」等の基本理念の実践に向けた5項目の基本方針を定め、具体策を明示し職員に周知している。保護者面談で理念に基づく施設の支援について説明するように心がけているが十分とは言えず、ホームページに施設の理念を掲載する等の対策の実施が望まれる。

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

第三者
評価結果

① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

a

【コメント】

施設長は、全国乳児福祉協議会常任協議員、関東ブロック乳児院協議会運営委員を務めている。また、毎月実施の神奈川県乳児福祉施設協議会定例会や年5回の乳児院施設長連絡会等に参加し、乳児院に関わる福祉環境や施設経営を取りまく状況の変化や動向の把握に努めている。地域における乳児院の在り方が問われている。里親制度の拡大や乳児の入所及び退所後の地域支援の在り方に課題があり、施設は地域行政や地域の児童相談所等と連携し課題への対応に努めている。

② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

b

【コメント】

乳児院を取り巻く課題解決の取り組みと施設経営に関する課題を明確にして、施設運営の管理体制とリスクマネジメントの強化、養育の質の向上に取り組んでいる。組織作り委員会、リスクマネジメント委員会、処遇改善委員会を立ち上げ、委員会活動を統括する運営会議を毎月開催している。委員会活動は昨年度より実施しているが十分に目的を達成している状況ではない。今後の成果が期待される。

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者
評価結果

① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

c

【コメント】

中・長期計画は策定していない。運営会議の場で今後どのような乳児院が必要となり、どのような乳児院に育てていくべきか等について話しあっている。国の「家庭養育優先原則」の方針等に配慮し、周産期から顔の見える地域支援の在り方、入所しなくても済む乳児院としての地域住民への支援の在り方など施設長の抱負について話し合うことがある。

② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

c

【コメント】

中・長期計画は策定していない。今後中・長期計画を策定し中・長期の課題を整備し、課題解決に向けた単年度の事業計画の策定が期待される。

(2) 事業計画が適切に策定されている。

① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

a

【コメント】

年度ごとの事業計画を策定している。事業計画は、国の「特定妊婦支援制度」や「家庭養育優先原則」「都道府県社会的養育推進計画」の取り組みを運営方針に掲げ、その実現に向けた養育目標、事故防止と安全指導、地域交流、職員研修計画等各種対策を明記している。職務分担表を整備し、保育士や看護師、栄養士、家庭支援相談員など担当部門毎に業務計画を作成し事業計画に反映している。令和3年4月3日の全体会議議事録に施設長が事業計画について全職員に説明し周知を図ったことが記録されている。

② 7 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。

b

【コメント】

毎月発行の広報誌「しゃんぐりらだより」や保護者面談で事業計画に掲載した養育支援や健康管理など子どもの支援対策について説明しているが十分ではない。保護者との関係強化を図る中で保護者への分かりやすい説明資料を作成し、事業計画について周知を図る取組が期待される。

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組		
(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p>【コメント】</p> <p>毎年第三者評価項目による自己評価を実施している。自己評価の結果を分析し、年度ごとの課題を明確にしている。令和3年度は長期的取り組みとして、「運営の透明性を図ること」を掲げている。短期的取り組みとして、「入所受け入れ手順の明文化」「自立支援計画にむけたアセスメントの実施」「定期的児童相談所とのケースの見直し」「研修体系の整備」を課題として提示し対策を講じている。課題対策に向けた委員会を立ち上げ、年間計画を作成し課題解決に取り組んでいる。</p>		
②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p>【コメント】</p> <p>令和3年4月3日の運営会議議事録に、自己評価で指摘された課題への取り組みについて検討したことが記録されている。組織作り委員会や処遇改善委員会が課題解決に向けて取り組みを開始している。取り組みの成果については今後の課題であり目標達成を期待したい。</p>		
II 施設の運営管理		
1 施設長の責任とリーダーシップ		
(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<p>【コメント】</p> <p>施設長は経営、管理に関する方針について、運営会議で職員に説明しており、「しゃんぐりらベビーホーム職務分担表」「事故発生時 対応マニュアル」「しゃんぐりら震災対応マニュアル」「洪水に備えて」に明文化されている。また、運営会議等で周知している。事業計画や研修計画など大きく見直しを行っている途中であるため、職員及び保護者等への周知、広報等の見直しや取り組みが期待される。</p>		
②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p>【コメント】</p> <p>一定額以上の取引に関する契約等は法人を介して行っている。職員は、児童福祉法等法改正時には外部研修等を利用して学び、それを全体会議で職員へ周知している。休み等で全体会議への出席ができない職員については、回覧し閲覧したことを記す押印をすることでチェックし、全員に情報が行き渡っていることを確認している。</p> <p>具体的な取り組みは上記の通りだが、法令遵守に関する規程類等は整備されておらず、外部研修に加え、人権擁護や施設運営に関わる法改正に関する内部研修の実施を図るなど、法令遵守の職員意識の強化に向けた取り組みが期待される。</p>		
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b
<p>【コメント】</p> <p>「日常業務養育マニュアル」を作成し支援の質の向上に努めている。グループ毎に毎月課題を定め、それを評価するサイクルが作られている。また、処遇改善委員会にて具体的な改善策を含めて協議し、施設長はその報告を受けて課題を把握している。さらに運営会議や職員全体会議で意見交換や情報共有を図っている。リーダー会議では課題について協議し、施設長やリーダーからのフィードバックを図り全職員で課題ごとの対策について共有している。</p> <p>今年度から職員研修体制の見直しを協議しており、個々の職員の目標設定と目標の実現に向けて取り組み、施設全体及び個別計画を含めて推進の準備に取り組んでいる。今後はこの取り組みを進め、養育・支援の質向上に繋げていくことが望まれる。</p>		
②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p>【コメント】</p> <p>人事や労務、財務等の管理は法人本部で行っている。最近福祉業界全体として人材難の状況であるが、昨年度当施設は7名の職員を採用し施設として職員構成上特に問題の状況ではない。コロナ禍での出費増は市の補助等があり、事業計画の予定に沿って業務の実効性を高める改善に取り組んでいる。また、施設長としては各種会議等へ参加し、各委員会等からの報告を受け情報の把握に努めている。</p> <p>今後は、職員が経営状態など分かるような環境整備や意見交換の場を設定し、現場との役割分担を行い、スムーズな意思決定がされるような取り組みの一層の改善を期待したい。</p>		
2 福祉人材の確保・育成		
(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p>【コメント】</p> <p>運営基準より多い職員を配置し手厚く対応できる体制をとっているが、新任職員育成の方針や取組に関する定めは明示されていない。職員育成は、運営会議で施設としての年間の目標を定め研修計画を検討している状況である。また、各種加算は取れる範囲で取得し、今後は心理担当や里親支援担当等専門職配置を増やしてアウト</p>		

リーチできる体制を作る計画がある。 人材育成マニュアル及び研修計画を整備し、福祉人材の育成に向けた取り組みの一層の強化が期待される。		
②	15 総合的な人事管理が行われている。	c
<p>【コメント】</p> <p>法人、施設として期待する職員像が明示されていない。「職員就業規則」「給与規定」を整備しているが、人事考課制度の整備が課題であり、現在人事評価表の策定に向けて取り組んでいるところである。管理者は職員の年一回の面接を通じ、職員個々の業務の実績と目標の実現に向けた取り組みの成果を把握するようにしている。また、随時職員からの意向や意見を聞く機会も作られている。</p> <p>今後、法人、施設の方針に則った職員像の明確化と人材育成計画を整備し、人事考課制度を整備し総合的な人事管理の実施が期待される。</p>		
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p>【コメント】</p> <p>就労の意向や休日設定は前月の10日までに申出を行い、予定が重なる場合には職員同士で調整している。職員の健康面は法人の相談窓口があり、職員が連絡できるように資料配布や掲示にて周知している。他にも、福利厚生として各種施設の割引情報を回覧し、年に1回エプロンの支給、食事会(コロナ禍のため高価なお弁当の支給)などを行っている。</p> <p>年間の有給取得数が6~7日と少なく特別休暇が取りづらい状況であることからワークライフバランスへの配慮に工夫の余地がある。また、運営会議では休日でも全員出席の取り決めがあるなど、働きやすさと養育・支援の質を高めるための工夫が望まれる。</p>		
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c
<p>【コメント】</p> <p>法人、施設の職員育成指針や方針等の整備に現在取り組んでいる最中であり、個々の職員の目標管理方法のイメージはあるもののマニュアルや制度等として確立・準備がされていない。現在職員毎の中間面接や年度末の面接等を実施する方向で検討がなされている。引き続き取り組むことで、職員個々の育成計画の作成と実施が期待される。</p>		
②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	c
<p>【コメント】</p> <p>施設として職員会議で年度ごとに取り組む課題を話し合い研修予定に位置付けているが、研修計画の作成までは出来ていない。現在、内外の研修を含めて年間計画を作成し、年度末に評価と次年度への反映ができるような体制を作り取り組んでいるところである。</p> <p>施設としては「応急手当」研修は常勤・非常勤を含め全職員必須としている。それ以外の研修でこのような指定はない。今後、一連の研修体制見直しの中で、必要な技術や資格の明示、対象職員の特定なども行われることが期待される。</p>		
③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b
<p>【コメント】</p> <p>職員一人ひとりに対して個別の研修計画は現在作成中である。また、新人には指導担当職員がつき月一回指導の成果についての報告義務制度を整備しているが、それ以外の階層別、職種別、テーマ別研修は外部研修のみとなっている。研修受講の成果は「研修ファイル」で回覧し周知しているが、公的研修はシフトの関係もありテーマごとにどの職員に行ってもらおうか検討している。また、スーパーバイザー養成研修受講を検討しており、施設内のスーパービジョン体制の整備が望まれる。今後、個別の研修計画が作成されると共に、その評価がなされ、継続性のある職員育成の仕組みと体制づくりが求められる。</p>		
(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p>【コメント】</p> <p>実習受入マニュアル等は作成していない。年間20件ほどの実習生を受け入れており、実習プログラムの指導項目は作成している。受入前にオリエンテーションを実施しているが、書面ではなく口頭で伝えるのみとなっている。実習プログラムは実習予定校から送られてくることが多い。職員には実習生受入の意味、意義を会議で周知するなどしている。また、保護者には施設の特長もあり周知は行っていない。</p> <p>受け入れる学校数も多いことから、実習受け入れのマニュアルを整備し、実習生と実習の成果や課題等を振り返る体制を作り、実習の質の一層の向上につなぐ取り組みと体制づくりが期待される。</p>		
3 運営の透明性の確保		
(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p>【コメント】</p> <p>法人のホームページはあるものの、施設の紹介等はない。体制等については、施設玄関に「ご意見・ご要望の解決のための仕組みについて」「苦情申出窓口の設置について」を掲示し公開している。他にも第三者評価の受審結果もそこに掲示し、保護者には入所時に書面を渡し広報しているが法人の理念等を地域社会へ明示し説明する機会はない。</p> <p>法人ホームページのさらなる充実、地域社会に対する施設や法人の説明・広報など、社会的責任としてまずは身近に取り組めるものから始めていくことが期待される。</p>		

②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<p>【コメント】</p> <p>毎年定期的に税理士による法人全体の外部監査を実施している。また、法人監事による内部監査を毎年実施している。施設ごとの事業計画や収支状況を確認し理事会に報告している。また、昨年11月に川崎市の一般指導監査を受審し結果が公表されている。</p> <p>本項目については法人としての監査結果をホームページに開示する等の対策が望まれる。</p>		
4 地域との交流、地域貢献		
(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
①	23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
<p>【コメント】</p> <p>地域交流については、「事業計画」に記載し、「地域の祭り」「どんど焼き」などの地域行事に参加している。現在はコロナ禍のため地域交流を制限している状態となっているが、近所の方から声をかけてもらうなど日頃の行き来もある。地域行事へ参加する時には、ボランティアにも協力してもらい、乳児の見守りや乳児を抱っこしてもらう等の協力体制がある。現在はコロナ禍で多くの交流機会が失われているが、コロナ禍でもできることや、コロナ後の地域交流を踏まえた体制作りが期待される。</p>		
②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c
<p>【コメント】</p> <p>現在はコロナ禍のためボランティアは受入れを中止している。ボランティア受け入れについては、活動前にオリエンテーションや守秘義務の説明、誓約書を書いてもらうなどの対応を行っている。</p> <p>ボランティア受け入れマニュアルが作成されておらず、ボランティアが最低限守るべきことを明示したマニュアルの整備が求められる。ボランティアの属性によって伝える内容も異なることから統一性のある職員対応の取組が期待される。</p>		
(2) 関係機関との連携が確保されている。		
①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<p>【コメント】</p> <p>地域の関係機関等との連携については、子どもの状況に応じ家庭支援専門相談員や併設の「しゃんぐりらこども家庭支援センター」が中心となり、福祉事務所や保育園等と連携し必要な対応を行っている。退所後のアフターケアについては、個別支援会議を開いて児童相談所等と役割分担を行い、措置変更後の施設や里親の訪問など適切な支援を行っている。子どもの通院先や災害時の連絡先等を明示したリストは作成しているが、定期的連絡会の開催等関係機関の連携の強化に向けた取り組みの推進が期待される。</p>		
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<p>【コメント】</p> <p>併設の「しゃんぐりらこども家庭支援センター」（以下センター）が中心となって、電話・訪問・出前相談を行っている。相談内容は乳幼児の子育ての悩みが多く、「泣いている意味が分からない」「泣いている時のあやし方が分からない」などの相談があり、また、離乳食、卒乳などについて助言している。精神疾患の保護者には、精神保健福祉センターや障害者相談支援センターと連携して対応を行っている。また、ショートステイはセンターが窓口になり、相談等で支援ニーズを把握して施設が受け入れを行っている。</p>		
②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p>【コメント】</p> <p>併設の「しゃんぐりらこども家庭支援センター」と連携し、地域支援事業として地域の未就学児とその保護者を対象として、「子育てクラブ（広場事業）」を実施している。週1回、併設の「特別養護老人ホームしゃんぐりら」の会議室で、支援センターの心理士も参加して親子が一緒に過ごす機会としている。また、フードバンクと連携して食の支援に取り組んでいる。震災対応マニュアルは整備されているが、災害発生時の福祉的支援を必要とする地域住民への支援はなく、災害時の地域連携による具体的取り組みの実施が期待される。</p>		
Ⅲ 適切な養育・支援の実施		
1 子ども本位の養育・支援		
(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<p>【コメント】</p> <p>施設では「基本理念・基本方針」「倫理規定」を整備し、人権尊重や不当な差別の禁止を明記している。全体会議で「乳児院 倫理綱領」や「より適切なかわりをするためのチェックポイント」（全国乳児福祉協議会）の読み合わせを行い、人権擁護などについて共通の理解をもつ取り組みを進めている。また、新人教育では「ダメ」「ヤッテハイケナイ」等の否定的な言葉は使わないことなど、子どもを尊重した養育・支援の基本姿勢を重視している。「個々の養育・支援の標準的な実施方法（マニュアル）」は処遇改善委員会が中心となって整備中であり、来年度の完成を目指している。</p>		

②	29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	b
<p>【コメント】</p> <p>子どもの写真撮影のことについて全体会議や運営会議で話し合い、プライバシー保護に関する職員意識の共有を図っている。子どもの成長の記録として写真撮影を行っているが、裸の写真は性の道具に使われる可能性があるとして、原則写さないことにしている。トイレは外から見えないように工夫して設置している。今後は、プライバシーポリシーを策定する等、プライバシーに関する規定・マニュアルを整備し、個々の子どもの特性に配慮したプライバシー保護の職員意識の一層の強化が求められる。</p>		
<p>(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>		
①	30 保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p>【コメント】</p> <p>入所予定の保護者が安心できるように施設長、主任、家庭支援専門相談員がパンフレットに基づいて保育内容を丁寧に説明している。パンフレットは施設の理念・基本方針、養育・支援の内容や特徴等を写真・図・イラストを使って分かりやすく紹介している。毎月の「しゃんぐりらだより」には、施設の行事予定や全体的子どもたちの様子の他に、一人ひとりの身長・体重や子どもの様子を掲載し、子どもの成長の様子が分かるように配慮している。</p>		
②	31 養育・支援の開始・過程において保護者等にわかりやすく説明している。	b
<p>【コメント】</p> <p>保護者等が、子どもの健診に同行を希望する場合や子どもの離乳食の開始の時期などへの関わりを希望する場合は、その意思を尊重して対応している。また、保護者等に健診に同行してほしい場合は「いつでしたら行きますか」と保護者等が選択し自己決定できるように配慮している。保護者等への説明や支援内容は、児童台帳及び面会記録に記している。今後は、施設における説明がどの保護者等にも同じ手順・内容で行えるようにするため、保護者等が安心できるように分かりやすい説明資料の工夫が望まれる。</p>		
③	32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p>【コメント】</p> <p>他の施設への措置変更や地域・家庭への移行にあたり、「個別援助カリキュラム（月次カリキュラム）」や個人記録により養育・支援の継続性に配慮した支援に努めている。施設退所後は、施設長、主任、心理士が窓口となって保護者等からいつでも相談を受ける体制を整えている。退所後に夜中に熱が出た時の相談等子どもの様子などを聞いて対応している。外泊時の「おたより」で施設生活の個人状況や生活習慣等の引継ぎを実施しているが、施設を退所した時にその後の相談方法や担当者を記した文書、母と子が守るべきことなどを明記した文書を作成するなど、アフターケア支援の強化に向けた工夫が求められる。</p>		
<p>(3) 子どもの満足の向上に努めている。</p>		
①	33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>子どもの担当職員は、子どもとの日々の関わりの中で子どもが何に満足しているかを観察し、児童台帳の個人記録に記している。さらに日々の子どもの支援内容を明記した個人記録を基に、1か月ごとに個別援助カリキュラム（月次カリキュラム）の見直しを行い、目標・配慮・評価の3項目により養育・支援の向上に向けた取り組みを行っている。保護者等の満足の把握は、日常のコミュニケーションを通じて行い、児童台帳の面会記録に記している。把握した子どもや保護者等が満足しているかについては、グループ会議で職員間の意識の共有を図り支援の統一性を図っている。</p>		
<p>(4) 保護者等が意見を述べやすい体制が確保されている。</p>		
①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p>【コメント】</p> <p>「苦情申出窓口の設置について」「ご意見・ご要望の解決のための仕組みについて」の書面を保護者等に配布し、施設内に掲示し保護者等に周知している。3名の第三者委員を配置し連絡方法を明示している。解決に関わる話し合いの手順等を定め、苦情解決体制を整備しアンケート用紙と意見箱を玄関カウンターに置いている。苦情を含む意見・要望については、検討した結果を次回の面会時に説明している。現在利用者からの苦情の申出はほとんどないのが実情である。今後は利用者が小さなことでも苦情を言いやすい雰囲気づくりなど苦情解決の仕組みを工夫し、苦情をサービス改善につなげる取組が期待される。</p>		
②	35 保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
<p>【コメント】</p> <p>保護者等が安心して相談できるように相談室を設け、「いつでも相談できます」と掲示し案内している。職員は何でも相談できる雰囲気づくりを心がけ、「その人を受け入れる」気持ちで保護者等の相談に応じている。相談内容は、担当職員が児童台帳に面会記録として記し、個人情報の管理を行っている。保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整えているが、施設において直接相談しにくい内容の相談等については、複数の相談方法や相談相手が用意されていることを改めて周知する工夫が求められる。</p>		
③	36 保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p>【コメント】</p> <p>職員は日常的に保護者等が気軽に相談や意見を述べることができる雰囲気づくりに配慮し、意見等を傾聴している。聴取した意見等は、担当職員が児童台帳の面会記録に記している。グループ会議を通じて相談や意見の分析・検討を行い、改善課題を明らかにして、養育・支援の質の向上に努めている。対応マニュアル「ご意見・ご要望の解決のための仕組みについて」を作成し相談体制を明示しているが、定期的にマニュアルの見直しを行い、相談内容による緊急性や影響等に配慮した連絡の迅速化に向けた対策の強化が望まれる。</p>		
<p>(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。</p>		

①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p>【コメント】</p> <p>リスクマネジメント委員会を年8回開催し、子どもの安全な生活、リスク管理、事故防止マニュアルの活用、ヒヤリハットの活用等の仕組みの整備を目標に掲げて活動している。リスクマネジメント委員会の活動は毎月開催している運営会議に報告され、職員に周知している。「事故防止マニュアル」及び「事故発生時 対応マニュアル」を整備している。また、乳児の体調急変などへの対応を重視し「応急手当」の講習は毎年行っており、全職員が出血手当等の対応を習得している。今後はヒヤリハットの仕組みを有効に活用し、事故の予防と要因分析、再発防止の取組の一層の強化が期待される。</p>		
②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>「子どもたちの生活と外部交流におけるコロナ対策」「新型コロナウイルス感染症発生時の対応」「新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応について」等、感染症マニュアルを整備し、看護師を中心に感染症の種類に応じた隔離室の利用等による感染防止、蔓延防止の対策を行っている。看護師は日々の健康記録、子どもの入院・通院状況等を記録し、保育士はグループごとの養育日誌に日中責任者と夜勤者がそれぞれ日々の記録を記入している。全職員が感染症予防に関する意識を共有しコロナ禍対策を徹底している。</p>		
③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p>【コメント】</p> <p>年6回の火災訓練、年3回の地震訓練、年6回の地震から火災発生時の訓練、年1回津波訓練、夜間訓練、抜き打ち避難訓練等年間17回の災害発生を想定した避難訓練を実施している。「しゃんぐりら震災対応マニュアル」及び「洪水に備えて【洪水時の避難確保計画】」を整備し、災害の種類に応じた対策を明確にし避難の方法等利用者の安全確保の取組を行っている。マニュアルに、自治体、地域連携による災害対策であることを明記している。食料や備品類の備蓄リストを作成し、栄養士が管理者として備蓄を管理している。大規模災害発生時の事業継続計画（BCP）の策定が今後の課題である。</p>		
<h2>2 養育・支援の質の確保</h2>		
<p>(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。</p>		<p>第三者 評価結果</p>
①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
<p>【コメント】</p> <p>子どもの日々の支援内容について明記した「養育日常業務マニュアル」を作成している。マニュアルには、一日の経過時間を追って支援の手順と留意点を明示している。授乳、沐浴・入浴、睡眠、排泄等子どもの一日の生活の流れに沿って記述し職員間の支援の統一性を図っている。また、自立支援計画の策定に向けたガイドラインについては現在検討している段階であり、自立支援計画作成、実績の評価、見直しのケアマネジメントのPDCAに関する標準化の促進が望まれる。</p>		
②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p>【コメント】</p> <p>「養育日常業務マニュアル」は処遇改善委員会が全体の見直しを実施している。また、支援内容の変化に応じて随時見直しを行う予定である。今後マニュアルの見直しは処遇改善委員会の業務として実施することにしており今後の確実な実施が期待される。</p>		
<p>(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。</p>		
①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	c
<p>【コメント】</p> <p>自立支援計画策定に向けた、利用者支援ニーズを把握するためのアセスメントの書式が確定しておらず手順も確定していない。子どもの入所時児童相談所の情報と保護者面談の情報等をもとに自立支援計画を作成している。施設のアセスメント手順を文書化し子どもや保護者等への支援ニーズを把握し、支援課題を自立支援計画に反映する取組が必要である。</p>		
②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
<p>【コメント】</p> <p>自立支援計画は毎月見直しを実施している。毎月子どもの生活や食事、遊び、家庭支援の支援内容・支援目標、支援内容の評価と課題等を明記した「個別援助カリキュラム(月次カリキュラム)」の見直しを実施している。日々の子どもの支援内容を明記した「ケースノート」「グループノート」「全体ノート」を活用し、毎月実施のグループ会議で職員間の情報共有を図り個別援助カリキュラムの見直しを行っている。個別援助カリキュラムの記述に基づき自立支援計画の見直しを行い、児童相談所等関係部門が参加して個別支援会議を開催し自立支援計画を確定している。今後はアセスメントの支援ニーズ把握の結果の反映が期待される。</p>		
<p>(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。</p>		
①	44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
<p>【コメント】</p> <p>利用者支援のケース記録を作成している。ケース記録は子どもの担当職員が記録し、グループ会議で職員間の情報共有を図っている。記録の記述項目や内容等について記述レベルや品質を保つためのガイドライン等はなく担当職員任せになっている。また、記録は全て手書きであり、PCを使った職員間の情報共有や、記録から必要な情報を検索する機能は実現できていない。記録類のPC化への移行対策の実施が望まれる。</p>		
②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p>【コメント】</p>		

「個人情報取り扱いに関する情報セキュリティ」を作成し、個人情報の漏洩防止を図っている。また、全体会議で個人情報の扱いについて職員に周知し、注意を喚起したことが記録されている。文書管理規定の整備は今後の課題である。文書管理責任者の設置とPCを含めた個人ファイルの情報セキュリティの仕組の整備が求められる。

内容評価基準（23項目）

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護		第三者 評価結果
①	A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	c
【コメント】 毎年4月の全体会議で「乳児院 倫理綱領」「より適切なかかわりをするためのチェックポイント」（全国乳児福祉協議会）の読み合わせを行い、権利擁護について、職員に周知徹底を図っている。また、職員は、毎月自己チェックに取り組み、チェックポイントを用いて自身の人権意識や不適切な関わりをしていないかを振り返り養育の質の向上に努めている。「子どもの安全と安心を守る養育ブック～被措置児童等虐待に陥らないために～」（神奈川県社会福祉協議会児童福祉施設協議会）を全職員に配布して、被措置児童等虐待予防について周知を図っている。研修一覧を作成し、県の「人権研修」や虐待対応に関する研修などへの職員の参加状況をまとめ、誰がどの様な研修に参加しているか把握しやすい工夫をしている。人権擁護マニュアルや虐待防止マニュアルは策定されていない。施設の独自性に配慮した子どもの権利擁護について規定・マニュアル等の整備が望まれる。		
(2) 被措置児童等虐待の防止等		
①	A2 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
【コメント】 倫理規定で「体罰・不適切な関わり防止」について明記している。リーダー会議で不適切な関わりが行われていないか検討し確認している。監視カメラを活用して子どもの事故防止を図ると同時に、不適切な関わりが行われていないことのチェックに取り組んでいる。スリングを手に持って揺らすことについて、子どもが転落する危険性や周囲の物とぶつかる可能性があったため不適切な関わりとした事例がある。全体会議で被措置等児童虐待の届出・通告制度について取り上げ、これに関連して乳幼児期が人間として広く強い土台となる最初の年代となることなどを改めて確認している。就業規則に、不適切な行為を行った場合の懲戒規程について明記している。人権擁護マニュアル等を整備し、子どもからの訴えを受け止め不適切行為の早期発見の仕組の整備が求められる。		
A-2 養育・支援の質の確保		
(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果
①	A3 子どものこころによりそいながら、子どもとの愛着関係を育んでいる。	a
【コメント】 子どもと養育者との愛着関係の形成を重視し、一人の職員が一人ないし二人の子どもを担当し、入所から退所まで一貫した「担当養育制」をとっている。担当職員は児童台帳の「個別援助カリキュラム（月次カリキュラム）」を作成し、グループ会議や日々のグループ申し送りを通して目標等を職員が共有できるようにしている。子どもが不安になった時など、いつでも職員が側にいて個別対応が十分できるように、日々のチーム編成を工夫している。特別な配慮が必要な乳幼児に対しては、グループ会議や日々の申し送りで一人ひとりの子どもの状況を職員全員が把握し、必要に応じて心理士が協力し、乳幼児が受けた虐待等の影響からの回復と健全な育ちの保障について配慮している。		
②	A4 子どもの生活体験に配慮し、豊かな生活を保障している。	a
【コメント】 食事の時間は、その子のタイミングや他の子どもの食事時間と重なることも考慮して、職員一人ひとりが子どもに寄り添っている。子どもたちが安心して日々の生活を送れるように、2～3人の小グループで過ごす時間を作り、果物を目の前でむいたりして家庭の雰囲気にならぶ工夫し、いつもいる場所に安心感を得られるよう努めている。また、棚に常時おもちゃを置いて子どもが自由に遊べるように工夫している。近くの公園に散歩に行く時は、個別に小グループで出かけている。子どもの安全確保のために特に職員配置に留意し、子どもの散歩などは新人職員は一人ではなく他の職員と協力して行っている。		
③	A5 子どもの発達を支援する環境を整えている。	a
【コメント】 養育担当者は、その子の発達状況をみながら「個別援助カリキュラム（月次カリキュラム）」を作成している。個別援助カリキュラムについては、グループ会議で心理士が専門的立場から子どもの発達状況に応じた支援について提案し、職員が内容等を共有することで養育・支援の質の向上に努めている。また、グループ会議で職員が自身の養育の振り返りを行って自己評価につなげている。職員は子ども一人ひとりの表情や行動を観察しながら子どもの欲求や思いをくみ取り、子どもの気持ちを受け止めようとしている。		
(2) 食生活		
①	A6 乳幼児に対して適切な授乳を行っている。	b
【コメント】 「養育日常業務マニュアル」を整備し、授乳の量、時間間隔、排気のさせ方等援助方法を明記している。授乳は乳幼児が欲しいときに欲しいだけという自律授乳を基本とし、夜泣く子には多めの授乳をするなど、個々のリズムや体調に合わせて行っている。大きくなって自分で飲める子は膝の上に頭をのせて一人飲みしてもらい、安心感が得られるように配慮している。職員は、一人授乳を心掛け授乳時は乳幼児を抱いて目を合わせ、やさしく言葉をかけゆったりとした気持ちで飲めるように配慮しているが、乳幼児が多い時など一人の職員で二人同時に授乳することがある。		

②	A7 離乳食を進めるに際して十分な配慮を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>「養育日常業務マニュアル」を活用して、離乳食について施設内の共通理解の基に取り組んでいる。離乳食を進めるにあたっては、子どもの口腔機能の発達と関りがあり養育者だけでなく栄養士と連携して進めている。「入所時食事情報 試し表」により、タンパク質の試しとして、小麦粉・大豆・卵・肉・魚などアレルギー反応を起こしやすい食材のチェックを行っている。試しは、アレルギー反応が出た場合を考慮して次の日に病院に行けるよう日程調整をしている。食事を嫌がったり飛び出してしまう子どもに対しては、時間をおいてからゆったりとした気持ちで改めて行うなど工夫して取り組んでいる。</p>		
③	A8 食事がおいしく楽しく食べられるよう工夫している。	a
<p>【コメント】</p> <p>食事場所は「全体清掃」「食前後の拭き上げ」「アルコール除菌」を行っている。子どもの手洗いでは、手が荒れてしまうためアルコール消毒は行っていない。また、食事を楽しめるように席は子どもの相性、性格などを考慮しながら「グループ会議」で検討している。椅子の高さを子どもが食べやすいように調整し、子どもが手掴みで食べられるように小皿で手に取れるものを用意するなどの工夫をしている。食前後の挨拶、歯磨きも定着するように一人ひとり丁寧に関わっている。コロナ禍での対応として職員と一緒に食べることは控えているが、その分褒めることを中心とした関わりをしており、好きなもの、食べたいものが増えてきている。また、おかわりなども訴えることができるようになる子もいる。食事時間を定め、生活リズムが得られるようにしている。食事摂取状況は栄養士が巡回して摂取量等をチェックして個々の食事量を把握している。</p>		
④	A9 栄養管理に十分な注意を払っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>「栄養計画書」を作成し、月齢別栄養所要量に基づいて献立表を作成している。また、給食年間計画を作成し、行事食(七夕、お誕生会、クリスマスなど)、お弁当の日、ホットプレートの日、炊飯体験の日などを設定している。素材に触れる、目の前で切る、調理する、取り分ける、皮むきを行うなどの生活動作を通じて、子どもが季節感や調理の音や匂いを感じることができるように工夫している。その取り組みで、食べられないものも食べられるようになるなど効果が見られている。アレルギー対応については、小麦、大豆、卵など試し(5g、10g)と段階を経て確認しており、また試しは次の日が平日で受診可能な環境下で行っている。個々の子どもの「約束食事箋」を作成し調理と連携しアレルギーや食形態に対応し事故防止に努めている。主治医から指示書が出た場合には「グループノート」、食事場所にある「ホワイトボード」に除去食や食形態を記載し職員に周知している。除去食の配膳は、配膳時に職員が複数で確認することで誤食とならないように対応している。</p>		
<p>(3) 日常生活等の支援</p>		
①	A10 気候や場面、発達に応じた清潔な衣類を用意し、適切な衣類管理を行っている。	b
<p>【コメント】</p> <p>衣類は通気性の良いもので、肌着は綿と定めている。子どもの体型に合うものを準備しているが、フードがないものにしていく。また衣類が合わない場合、ズボンなどは担当が裾上げを行って対応している。衣類の購入は、季節ごとに支給される衣服費から購入している。以前は子どもと一緒に買物へ行っていたが、現在はコロナ禍で行っておらず、職員が子どもの希望を聞いて買いに行っている。気候調整は厚手の上着、薄手の上着など組み合わせ、汗を掻きやすい子ども、そうでない子どもに合わせて調節し、全職員が分かるように「グループ会議」で周知している。また、衣類は個人のものでそれぞれのタンスに収納して管理し、名前も記載し無くならないように工夫している。</p> <p>職員によって対応が異なる場面があり、衣類のサイズが合っていない、発達に応じた衣類として適さないものを着ている場面もある。対応が一定になるようにマニュアルの整備と周知が望まれる。</p>		
②	A11 乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう取り組んでいる。	a
<p>【コメント】</p> <p>眠りやすい環境を作るため、室温は季節ごとに基準が定められ、日誌に記録することで管理している。また、室内の明るさも基準があり、照度設定のつまみの位置が定められており入眠を促している。他にも音楽をかけるなど眠りやすい環境を作っている。</p> <p>寝具について、形は同じだがシーツやタオルケットなどは個人のものとしている。室温は管理されており寒いということはないため、掛布団を使わないことも多い。なお、布団、ベッドの使用基準もあり、成長に合わせて使い分けている。子どもの寝る場所については、相性や成長などもあるため「グループ会議」で検討を行いながら対応している。睡眠時は10分毎にチェックしており、チェック表へ記入している。起床時間前に起きてしまう子どもには、声掛けをしたり、添い寝をすることで入眠を促しているが、難しい場合には起して遊ばせるなど、子どもの状況に応じて対応している。</p>		
③	A12 快適な入浴・沐浴ができるようにしている。	a
<p>【コメント】</p> <p>子どもは毎日入浴しているが、浴室が1つのため、時間を決めてグループごとに入っている。遊ぶ時間が持てるように偶数、奇数で分けるなどの工夫もしている。またイベント時には参加タイミングも考慮して、午前、午後と分けることもある。タオル類はレンタル業者を利用し、一人ひとり分けて使用している。子どもの発達に応じて、一緒に入る場合、一人ずつとする場合があり、職員も直接介助、間接介助と役割分担をして行っている。</p> <p>楽しい入浴にするため、身体の洗い方を変えたり、入浴の仕方を工夫したり、おもちゃ類を準備したり、声掛けにも注意するなどの工夫をしている。他には顔が濡れるのが苦手な子に配慮し、皮膚科受診中の子は治療するまでは入浴順は最後にするなど安全に入れるような環境整備をしている。</p>		
④	A13 乳幼児が排泄への意識を持てるように工夫している。	a
<p>【コメント】</p> <p>おむつ交換は1対1で行い、声掛けを基本としながら行っている。トイレは声掛けを行って促すが、トレーニング中の子どもは一緒に行くこともある。トイレトレーニングでは、支援の仕方などを「グループ会議」で話し合い、発達過程を考慮した対応に注意している。また、プライバシーへの配慮としてトイレは外から見えない場所となっているが、子ども同士では他の子どもの排泄場面を見ることで自身の排泄行動を促す効果もあるため、プライバシー侵害とならないように配慮して対応している。排泄リズムについては時間を見ながら声掛けするだけでなく、朝起きたらトイレへ行くような習慣付けにも注意している。「グループノート」を活用し、全職員が個々のオムツサイズなど把握できるように記載している。</p>		
⑤	A14 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。	a
<p>【コメント】</p>		

子どもが好きな玩具で遊べるように玩具係を作り、子どもが自分で選べるように手の届くところに収納場所を作り、玩具の汚れや破損具合を確認して新しいものを購入している。子どもの手が届く下の段に玩具を置くのは、子どもが選べるようにとの想いがあるが、玩具を投げる等のリスクがあるため「グループ会議」で検討し、現在試行中の状態である。また、「お誕生会」や「クリスマスプレゼント」で貰った玩具はその子の玩具として収納場所も準備されている。物によって常時利用できない場合は、担当との個別遊びの時間で遊べるような時間を作っている。

遊具や玩具は1週間に1回は消毒しており、その状況はホワイトボードに記載され、職員に状況が分かるようになっている。その際に、遊具や玩具が破損していないか、危なくないかなどの点検も実施している。

(4) 健康		
---------------	--	--

①	A15 一人ひとりの乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応している。	a
---	--	---

【コメント】
 嘱託医による定期健診を月に4回(各グループ2回ずつ)実施し、子どもの発達状況に応じて視診、触診、難聴や喉の健診などを実施している。市の乳幼児健康診査や予防接種を積極的に受診し、また、一日2回の検温、年齢に応じて週1回または月2回の体重測定、月1回の全身測定を実施している。発育不良や摂食不良児、太りぎみの子は頻回に測定し記録している。看護師を中心に一人ひとりの健康状態を把握し適切な時期に通院できるようにしている。昨年度は市内の各病院に75回通院している。
 新型コロナウイルス感染症に対する施設独自のマニュアルを作成し、感染症が疑われる場合の隔離室の管理や、職員の対応、同じ建物内の老人ホームとの連携等新型コロナウイルス感染症への対策を徹底している。

②	A16 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。	a
---	---	---

【コメント】
 慢性疾患や難病の子、アレルギーで注意を必要とするケースなど子どもの状況に配慮した支援に努めている。医師の指示書をもとに看護師を中心として吸引カテーテル処置等適切な対応に努めている。嘱託医に相談し心疾患や無呼吸の疑いのある子の呼吸センサーの使用を月齢7〜8か月健診以降も実施している。担当職員を中心に子ども一人ひとりの状況の変化に注意し、個々の子どもの状況をケースノートやグループノートに記録しグループ会議で職員間の情報共有を図っている。
 事故防止マニュアルを作成し、睡眠時の呼吸停止やSIDS(乳幼児突然死症候群)、吸引カテーテル使用時の留意事項、誤薬防止など服薬時の留意事項等を明記し、全職員に周知し事故防止に努めている。

(5) 心理的ケア		
------------------	--	--

①	A17 乳幼児と保護者等に必要な心理的支援を行っている。	a
---	------------------------------	---

【コメント】
 児童相談所と連携し、9名の子の発達検査と7名の子の小児精神科医による行動観察を昨年度実施している。公認心理士1名を配置し子ども一人ひとりの発達状況に応じて適切な刺激と援助を与えることにより、その子なりのペースで成長できるように配慮している。生活場面面接や心理療法を実施し、ハイハイができない子どもに遊びの中で足を刺激するなど子どもの状況に沿った支援を行っている。

(6) 親子関係の再構築支援等		
------------------------	--	--

①	A18 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
---	---	---

【コメント】
 家庭支援専門相談員1名を配置し、子どもの担当職員と連携し何でも気軽に相談できる雰囲気づくりを心がけて、保護者に寄り添った支援に努めている。児童相談所と連携し3か月ごとに保護者が出席しカンファレンスを開催し、子どもの状況を確認し情報共有を図っている。毎月家族通信「しゃんぐりらだより」を発行し施設のイベントや子どもの生活の様子などを保護者に伝えコミュニケーションを図り、家族との関係が持続できるように努めている。

②	A19 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
---	-------------------------------------	---

【コメント】
 昨年度入所していた子の退所者12名中家庭引き取りは全体の三分の一で、残りは児童養護施設や里親等の措置変更であった。育児能力のスキルアップや家族再統合を目指し、保護者との面会や親元への外出や一時帰宅、外泊等の支援を行っている。子どもの様子や保護者との関係などを児童相談所に報告し、関係機関との連携をとりながら子どもにとって最適な支援に努めている。今後は家庭支援に関する具体的プログラムを策定し、ペアレントトレーニング等の対策を実施するなど親子関係の再統合に向けた取り組みが期待される。

(7) 養育・支援の継続性とアフターケア		
-----------------------------	--	--

①	A20 退所後、子どもが安定した生活を送ることができるよう取り組んでいる。	a
---	---------------------------------------	---

【コメント】
 家庭支援専門相談員を配置し、退所後のアフターケアに努めている。子どもが退所した後3日以内に必ず保護者に電話連絡し、子どもの生活の状況や保護者の疲れ具合、困り感などを確認している。その後定期的にまた、必要に応じてアウトリーチを実施し子どもの生活の状況を確認している。児童養護施設に措置変更した子どもについても2〜3回は必ず職員が施設を訪問し、子どもが「見捨てられ感」を抱くことが無いように配慮している。
 毎年施設を退所した子どもたちの同窓会を開催している。毎年100名程度の参加があり過去に勤務した職員も参加するようになりとても盛大である。措置変更の子ども一人ひとりに年賀状を送り、小学校や中学校に入学した子にメッセージカードを送るなど、子どもたちが退所後安心した気持ちで生活を送れるように配慮している。

(8) 継続的な里親支援の体制整備		
--------------------------	--	--

①	A21 継続的な里親支援の体制を整備している。	a
---	-------------------------	---

【コメント】
 里親支援専門相談員を配置し里親の受け入れやアフターケアに努めている。令和2年度の里親委託は5名で、毎年5名程度の実績である。行政の「里親委託、施設地域

分散化等加速化プラン」の実施に向けて川崎市里親支援機関連絡会を月1回開催し、加えて実務者会議を月2回開催し市全体の里親委託の拡大を図っている。

里親研修の実習生を受け入れ、養育実習、縁組里親実習を実施している。全体会議で里親実習受け入れについて職員間の情報共有を図ったことが記録されている。また、里親の状況に応じたレスパイトケアを実施し、昨年度は17回延べ19日の里親の一時保護を実施している。

(9) 一時保護委託への対応		
①	A22 一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。	a
【コメント】 積極的に一時保護委託に取り組んでいる。昨年度の一時保護委託の受け入れは、65名で、延べ日数1024日に及んでいる。一時保護は、母親のレスパイトを目的とする利用者が半数以上を占め、退所者の80%は家庭引き取りである。一時保護から措置入所につながる可能性の大きい子どもについては、職員は児童相談所と連携し、一時保護の期間に子どもの支援ニーズの把握に努め、子どもの最善の利益につながる支援を心掛けている。		
②	A23 緊急一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。	a
【コメント】 緊急一時保護受け入れ体制を整備し、児童相談所と連携し受け入れを実施している。「入所前状況記録」「入所時健康診断表」食事の条件等を記入した「入所時チェックリスト」の各書式を用いて一時利用者の支援の必要性と支援内容を確認している。夜間に警察からの要請で直接乳児院に受け入れるケースもあり対応している。一時保護の子については2週間の観察機関を経て措置入所の受け入れを行っている。		